

平成30年1月22日  
日本学術会議基礎生物学委員会・統合生物学委員会・  
農学委員会・基礎医学委員会合同  
遺伝資源分科会  
農学委員会・食料科学委員会合同  
農学分野における名古屋議定書関連検討分科会

(提言)「生物多様性条約及び名古屋議定書におけるデジタル配列情報の取扱いについて」

## 1 現状及び問題点

生物多様性条約及び名古屋議定書締約国の一部から、デジタル配列情報の利用は遺伝資源の利用と区別できない等の理由から、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めるべきという主張がされている。

しかしながら、デジタル配列情報のオープンな利用は、生物多様性の理解等に不可欠であり、また、デジタル配列情報は現在及び将来の生命科学研究の最も重要な基盤であり、これらの研究の成果に基づき実施される経済的利益を生む様々な持続可能な開発研究の進展とっても重要である。このため、デジタル配列情報を生物多様性条約及び名古屋議定書の対象に含めることは、条約や議定書の目的達成、科学の発展及び持続可能な開発に負の影響を与える重大な懸念がある。

## 2 提言の内容

### (1) デジタル配列情報の利用は生物多様性条約及び名古屋議定書の枠組みに含めるべきでない

生物多様性条約の定義において、デジタル配列情報は含まれない。仮に、定義を変更するならば条約の改正が必要であり、慎重に検討されるべきである。

### (2) デジタル配列情報の公表や利用に制限を加えるべきではない

名古屋議定書の対象にした場合、デジタル配列情報の登録・利用の許可・モニタリング等の仕組みが必要になるが、この仕組みはデジタル配列情報の迅速な登録と自由な利用を妨げ、結果的に議定書の目的達成を妨げ、配分すべき利益の創出も阻害する。

### (3) 遺伝資源へのアクセス体制の整備が優先されるべきである

デジタル配列情報取得には遺伝資源へのアクセスが必須であるが、アクセス体制の整備は多くの遺伝資源提供国で遅れている。生物多様性条約の目的達成のためには、遺伝資源を円滑かつ妥当な期間で得られるようになることが優先されるべきである。

### (4) 世界中の科学者は議論に加わるべきである

デジタル配列情報の登録・利用の制限は、利用国、提供国双方の研究者に大きな不利益が生じる。各国の研究者は、それぞれの国において科学者の立場から議論に関わるべきである。我々は我が国の科学者集団の代表として、政府のこの問題への継続的な関与

を要請し、併せて政府に協力して国際交渉の場に臨む等の活動を行う。